

彦根市立病院出張等旅費精算システム導入業務に係る 公募型プロポーザル 質問回答書

令和 8 年 8 月 7 日

彦根市立病院事務局職員課

番号	質問事項	回答
1	地方税の納税証明書について 弊社は滋賀県および彦根市内に拠点がなく、滋賀県・彦根市への納税義務がございません。 この場合、地方税の納税証明書は提出不要との理解でよろしいでしょうか。 または、本社所在地である大阪府・大阪市等が発行する納税証明書の提出が必要でしょうか。	地方税の納税証明書は、本社所在地の地方公共団体が発行したものをご提出ください。 なお、納税証明書は、提出前 3 か月以内に発行されたものをご提出ください。
2	国税の納税証明書について 国税については、法人向けの納税証明書「その 3 の 3」（法人税および消費税及地方消費税に未納がないことの証明）を提出することよろしいでしょうか。	国税の納税証明書は、法人向けの納税証明書「その 3」または「その 3 の 3」のいずれかをご提出ください。なお、両方をご提出いただいても差し支えありません。